

「困つたなあ

に答へます

佐々木知子の 法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

婚約者に「隠し子がいる」と打ち明けられて…

もしかしたらこれは弁護士さんにお聞きようなことではないのかも知れませんが、一大事が発生しました。

私は一人娘なのに未婚で30歳を過ぎ、親にも申し訳ないと思つていたら、ひょんなことから良いご縁があり、2カ月前、婚約にこぎつけました。勤めは、子供が産まれたら辞めようと思つています。

り、結局娘が産まれたというのです。その際には親が間に入り、多額の一時金を払って解決し、今後互いに親子の名乗りはしない、もちろん認知も求めないとの確約書ももらつたそうです。

このことを彼は親から、私に

黙っているようにと言われたけれど、だましているようではつと気にかかっていた、あれから10年以上経ち、彼の今の私への気持ちは本物なので、事実を知った上で結婚してほしいと言います。その気持ちにうそはないだろうと思うのですが、どうやつて心の整理をつければよいのか迷っています。

お気持ちはよく分かります。大変な事態ですね。
もし彼が黙つていれば、分からぬまま済んだかもしれませんね。彼としては自分一人で大きな秘密を抱えられないので、相談者に投げてきたというのであれば、ちょっと情けないようと思うし、反対に、夫婦は信頼関係で成り立っているので、一切のうそはダメ、打ち明けるとせつかくの婚約を破棄されるかもしれないが打ち明けようと考えたというのならば立派な覚悟だと思います。

相談者としては、この事實を知つて、婚約を破棄しても構わないのですよ。隠し子は破棄の「正当な理由」になります。ただ、もらえる損害額は、勧めを辞めたり式場を予約したりなどまだしてないので、慰謝料くらいだし、大した額にはならないことは言つておきますね。

婚約を破棄するかどうかは、要は、相談者ご自身が、彼の人間性を信頼し、それは残念なことだけど若氣の過ちだつたと流せるかどうか、でしようね。彼

子供さんの腹違いの姉がいると
いう現実をどこまで冷静に踏ま
えられるか、ですね。

ついでに法律的な話をすると
彼がその子を認知していない以
上、その子は法的には彼の子で
はないので、その子は彼に養育
費支払いや面会を求めたりはで
きないし、彼が亡くなつた時に
遺産分割を求める事もできま
せん。

ただ、よく誤解をしておられ
る方がいますが、認知請求は子
自身の権利なので、母親といえ
ども子の法定代理人として請求
権を放棄することはできないの
です。つまり、いざれ認知を求
められるかもしれない。今は父

たDNA鑑定で簡単に判明するので、父子だと認められれば、彼の戸籍つまりご夫婦の戸籍にその旨記載されることになります。また今は非嫡出子も嫡出子も相続権は等分なので（以前は半分でした）、その子にも同じだけの相続権があることも覚悟しておいてください。その際、彼が遺言書を書いて非嫡出子の取り分を減らすことはできますが、遺留分という制度があるため、本来の2分の1が限度です。

ご相談者がこの難しい事態にどう納得し対処されるかは、おつしやる通り、弁護士マターでないのは確かでしょうね。

